

返戻金制度

採用決定者が求職者に入社後3か月以内に、自己都合により退職し、もしくは本人の責めに帰すべき理由により解雇されるに至った場合、ANAビジネスソリューションは求人者からの請求に基づき、求人者に対し個別の契約内容に準じた人材コンサルティング料を返還する。

但し、退職等が求人者の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合及び求人者の法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

ANAビジネスソリューション株式会社

